

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 長野支部

## 結婚祝金交付規程

### (目 的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第3条2項(1)の規定に基づく、結婚祝金の交付に関し必要な事項を定める。

### (結婚祝金の交付対象者)

**第2条** 結婚祝金の交付を受けることができるものは、入籍日現在月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上加入している長野県内の教弘会員であること。

### (結婚祝金の交付額)

**第3条** 結婚祝金の交付額は、会員1名につき10,000円とする。

### (結婚祝金交付の申請)

**第4条** 交付希望者は、入籍日から2年以内に、結婚祝金交付申請書に、所属長の証明又は、戸籍抄本を添付して申請する。

### (補 足)

**第5条** この規程に定めるもののほか、結婚祝金交付に関し、必要な事項は支部長が定める。